

議第23号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(15)の項イ(キ)中「第52条第10項」を「第52条第6項第3号、第10項」に、「許可」を「認定等」に改め、同項イ(ク)中「および第3項各号」を「、第3項および第4項各号」に、「認定」を「認定等」に改め、同項イ中(ミ)を(ム)とし、(フ)から(マ)までを(ツ)から(シ)までとし、同項イ(タ)の次に次のように加える。

(フ) 法第58条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の許可に係る申請の受付

別表(15)の項エ(ウ)中「建築物の」の右に「新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の」を加える。

別表(33)の項中「宅地造成等規制法（）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（）」に、「。以下」を「」（以下）に、「法」を「旧法」に改め、同項アからツまでの規定中「法」を「旧法」に改め、同項テ中「法第8条第1項」を「旧法第8条第1項」に改める。

別表中(63)の項を削り、(64)の項を(63)の項とし、同項の次に次のように加える。

(64) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可 イ 法第18条第7項の規定による通知および公告	草津市および甲賀市
--	-----------

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表(33)の項の改正規定は、同年5月26日から施行する。